

保存版

こうえん あいごかい
公園愛護会

マニュアル

引継時は後任の愛護会長へ渡してください



横浜市みどり環境局

はじめに

公園とは、憩いや遊び、スポーツを楽しむために公開されたオープンスペースです。公園は原則、24時間オープンで、ルールを守れば、思い思いの使い方を楽しめます。

公園はいろいろな人が利用するところです。年齢、性別、国籍などを問わず、だれもが自由に利用できます。

すべての人が安全に安心して公園に来ることができるように、互いにゆずり合いマナーを守って利用しましょう。

※本マニュアルは公園愛護会の活動の参考となるように、基本的な情報を簡略にまとめたものです。そのため、公園愛護会の活動のすべてを網羅的に記載しているものではありません。

目次



1 公園愛護会とは

(1)公園愛護会とは	1
(2)活動内容	1
(3)支援体制	2
(4)愛護会活動に関連する連絡先	3

2 公園愛護会の一年

(1)一年のスケジュール	5
(2)行政への手続き・報告	6
(3)愛護会費について	7
(4)愛護会費のQ&A	8

3 いろいろな愛護会活動

(1)清掃（ごみの取扱い）	9
(2)草刈	10
(3)利用マナーの啓発	11
(4)行事・イベントの開催	14
(5)活動の広報	15

4 技術支援について

(1) 技術支援を受けるには	17
(2) 技術支援メニュー	17
(3) 申込手続きの流れ	19
(4) 技術支援の Q&A	20

5 物品支援について

(1) 物品支援とは	22
(2) 申込手続きの流れ	23
(3) 物品支援の Q&A	23

6 行事・イベントについて

(1) 実施手続きの流れ	24
(2) 行事・イベントの Q&A	25

7 安全な活動のために

(1) 活動を行う前に	26
(2) 愛護会活動は安全第一に行ってください	27
(3) 横浜市市民活動保険	28
(4) 危険から身を守る	29

付録1 愛護会データ

(1) 公園愛護会について	付録 1
(2) 公園の多面的な機能について	付録 2

付録2 市による公園樹木の管理

(1) 樹木（高木）の管理	付録 3
(2) 中低木の管理	付録 4
横浜市公園愛護会事務取扱要綱	付録 5

1 公園愛護会とは

(1) 公園愛護会とは

市内には、小さな公園から大きな公園までたくさんの公園があります。特に、街区公園や近隣公園などの比較的規模の小さな、地域に身近な公園が数多く配置されています。周辺住民の皆さんにとって共通の「憩いの場」といえる身近な公園の管理は、公園を設置している行政が行うだけでなく、地域の皆さんの協力が必要です。そのため、地域の皆さんに、清掃や草刈、利用者へのマナー啓発等のボランティア活動を行う、公園愛護会（以下「愛護会」という）を結成していただいています。

(2) 活動内容

「横浜市公園愛護会事務取扱要綱」では、愛護会について、「市民の憩いの場である公園の管理、活用に関して、地域においてその中心的な役割を果たす団体」であり、「公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるよう活動を行う」と示しています。公園は、愛護会を中心に地域で大切に、地域交流の場として活用されることが望まれます。ただ、愛護会の活動はボランティア活動なので、無理をしない、負担にならない範囲で、「参加する仲間同士楽しみながら行う」ということが大切です。

活動の頻度は、まずは毎月1回程度が目安となります。しかし、公園の状況や参加者など、各公園で実情が異なるため、愛護会ごとに無理のない範囲で活動頻度を定め取り組んでください。また、酷暑期や厳冬期などは、特に体調等に留意し活動を行ってください。

愛護会の活動事例には、次のようなものがあります。

- 日常の清掃や草刈り（斜面地を除く）、落ち葉かき
- 地域全体に参加を呼び掛ける定期的な一斉清掃
- 子どもたちや犬の飼い主などに利用マナーを守っていただくよう伝える啓発活動
- 花壇や植栽の手入れ、水やり
- 中低木を中心とした樹木の刈込み、脚立を使わないせん定
- 子どもたちの遊びの見守り、公園施設の不具合等の（所管事務所への）連絡
- 公園を使った様々な地域行事の実施

※公園はすべての人に公開されたオープンスペースです。勝手に木を植えたり、「球技禁止」などの規制をしたり、独占的な利用をしたりすることはできません。



清掃活動



花壇活動



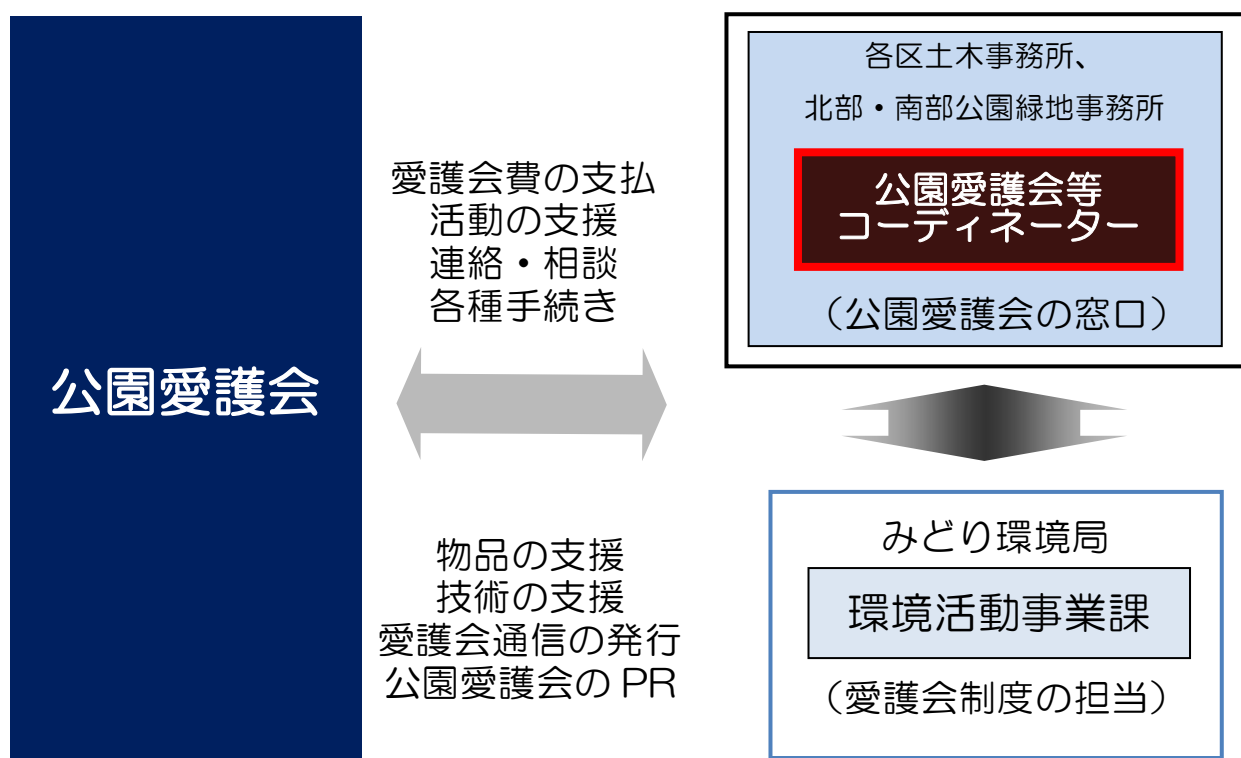
子どもたちの見守り

(3) 支援体制

横浜市では、公園を管理する18区の土木事務所と北部・南部の公園緑地事務所（以下「土木事務所等」という）に、愛護会支援を行う職員「公園愛護会等コーディネーター」が1名ずつ配置されています。

公園愛護会等コーディネーターが愛護会の皆さんとの窓口となり、愛護会への支援を行っています。

活動や各種手続き、支援等の調整、連絡・相談など、愛護会活動や公園のことについて、わからないことや困ったことがありましたら、気軽に声をお掛けください。



重要！【公園管理のための連絡に関する個人情報の保護について】

愛護会長の連絡先は横浜市において、適切に管理しています。公園管理業務の委託などの際には、作業を円滑に行うため、工事業者等に会長等の連絡先をお伝えする場合があります。

その際、市から会長あてに連絡先を工事業者等に伝えてよいかの確認をとらせていただきます。

ただし、緊急対応の必要がある場合は、その過程を省略させていただく場合がありますが、その際においても、業者等との委託契約に盛り込まれた個人情報保護の条項に基づき、個人情報の保護の徹底を図ります。

(4) 愛護会活動に関連する連絡先

土木事務所等は、愛護会活動に関すること、公園の維持管理に関すること、物品支援や技術支援、イベント等を行う際の行為許可、公園内に施設を設置・占用するときの許可等を行う窓口です。

身近な公園は各区土木事務所、大規模な公園と一部の身近な公園は北部・南部公園緑地事務所が窓口となります

問合せ時間： 午前 8 時 45 分～午後 5 時 （土・日曜・祝日、年末年始を除く）

① 身近な公園の愛護会の窓口（各区土木事務所）

名称	〒	住所	電話	FAX
鶴見土木事務所	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-28-1	510-1669	505-1318
神奈川土木事務所	221-0801	神奈川区神大寺 2-28-22	491-3363	491-7205
西土木事務所	220-0055	西区浜松町 12-6	242-1313	241-7582
中土木事務所	231-0023	中区山下町 246	641-7681	664-6196
南土木事務所	232-0024	南区浦舟町 2-3-3	341-1108	241-1156
港南土木事務所	233-0004	港南区港南中央通 10-1	843-3711	845-6489
保土ヶ谷土木事務所	240-0005	保土ヶ谷区神戸町 61	331-4445	335-0531
旭土木事務所	241-0032	旭区今宿東町 1555	953-8801	952-1518
磯子土木事務所	235-0016	磯子区磯子 3-14-45	761-0081	753-3267
金沢土木事務所	236-0014	金沢区寺前 1-9-26	781-2511	781-2822
港北土木事務所	222-0037	港北区大倉山 7-39-1	531-7361	531-9699
緑土木事務所	226-0025	緑区十日市場町 876-13	981-2100	981-2112
青葉土木事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-1	971-2300	971-3400
都筑土木事務所	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	942-0606	942-0809
戸塚土木事務所	244-0003	戸塚区戸塚町 2974-1	881-1621	862-3501
栄土木事務所	247-0007	栄区小菅ヶ谷 1-6-1	895-1411	895-1421
泉土木事務所	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-2	800-2532	800-2540
瀬谷土木事務所	246-0022	瀬谷区三ツ境 153-7	364-1105	391-6974

② 大規模な公園等の窓口

北部公園緑地事務所 〒241-0834 旭区大池町65-1 電話(353)1166 FAX(352)3086 (こども自然公園内)		南部公園緑地事務所 〒234-0054 港南区港南台3-5-1 電話(831)8484 FAX(831)9389 (港南台中央公園内)	
区名	公園名	区名	公園名
鶴見	馬場赤門公園/みその公園/馬場花木園/入船公園/潮田公園/東寺尾一丁目ふれあい公園/ニツ池公園	南	清水ヶ丘公園
神奈川	三ツ沢公園/神の木公園/台町公園/ポートサイド公園/菅田町赤坂公園	港南	久良岐公園/港南台中央公園/日野中央公園
保土ヶ谷	陣ヶ下溪谷公園/常盤公園/今井の丘公園/仏向原ふれあい公園	金沢	金沢緑地/長浜野口記念公園/海の公園/富岡総合公園/野島公園/長浜公園/富岡西公園/小柴自然公園/金沢八景権現山公園
旭	こども自然公園/たちばなの丘公園/今川公園/南本宿第三公園/横浜動物の森公園川井コミュニティ広場	磯子	根岸なつかし公園/岡村公園/新杉田公園
港北	岸根公園/新横浜公園/大倉山公園/菊名桜山公園/師岡町梅の丘公園	戸塚	舞岡公園/小雀公園/東俣野中央公園/俣野公園/俣野別邸庭園/ハマヤク農園(深谷町ふれあい公園)/舞岡八幡山しぜん公園
緑	北八朔公園/長坂谷公園/玄海田公園/新治里山公園	栄	金井公園/小菅ヶ谷北公園
青葉	谷本公園	泉	天王森泉公園/中田中央公園/岡津町ふれあい公園
都筑	大塚・歳勝土遺跡公園/都筑中央公園/都田公園/茅ヶ崎城址公園/大榎杉の森ふれあい公園	瀬谷	瀬谷本郷公園/阿久和富士見小金台公園
環境活動支援センター 〒240-0025 保土ヶ谷区狩場町213 電話(711)0635 FAX(721)6356		南部公園緑地事務所(都心部公園担当) 〒231-0005 中区本町6-50-10 電話(671)3648 FAX(550)3917	
横浜市こども植物園/横浜市児童遊園地		西	岡野公園/グランモール公園/高島中央公園/高島水際線公園
動物園課 〒231-0005 中区本町6-50-10 電話:671-4124 FAX:550-4650		中	本牧臨海公園/港の見える丘公園/山下公園/根岸森林公園/本牧山頂公園/本牧市民公園/横浜公園/大通り公園/元町公園/山手イタリア山庭園/山手公園/日ノ出川公園/山吹公園/アメリカ山公園
旭	横浜動物の森公園		
西	野毛山公園		
金沢	金沢自然公園		

※清掃ゴミの収集は9ページに掲載しています。

2 公園愛護会の一年

公園愛護会向けの書類送付や書類提出、会費や物品の支援などの大まかなスケジュールです。時期を逃すと支援できない場合がありますので、会長又は担当者が変更される場合などは、特に気を付けて引継ぎをお願いいたします。

また、区によって提出回数や期限が異なることがあります。詳しくは、土木事務所等からの案内を参照してください。

(1) 一年のスケジュール

月	送付書類と配付品 (横浜市又は土木事務所等から公園愛護会へ)	土木事務所等への提出書類 (公園愛護会から土木事務所等へ)
4月		公園愛護会現況届・公園愛護会長等変更届
		公園愛護会費口座振替払依頼書
		活動報告書(前年度分)
		収支報告書(前年度分)
4月		物品支援お届け確認書
5月		
6月	物品支援品配付 年1回 ～7月頃まで	(※申込書提出は前年度1月)
7月	愛護会通信(7月号)	
	活動報告書	
	収支報告書	
7月	公園愛護会費口座振込 (予定) 年1回	(※口座振替払依頼提出は4～5月)
8月		
9月		
10月		
11月		
12月	愛護会通信(12月号)	
	物品支援申込書(次年度分)	
	技術支援申込書(次年度分)	
1月		物品支援申込書(次年度分) 年1回
		技術支援申込書(次年度分) 年1回 (※技術支援の書類提出は1回ですが年間を通して随時申込可)
2月	愛護会通信(3月号)	
3月	公園愛護会現況届・公園愛護会長等変更届(次年度分)	
	公園愛護会費口座振替払依頼書(次年度分)	
	物品支援お届け確認書(次年度分)	

※書類の発送は、前後することがあります。書類の様式は、区によって若干の違いがあります。

(2) 行政への手続き・報告

※ ○：毎年提出する書類、●：必要に応じて提出する書類

※ 各様式はインターネットで横浜市公園愛護会のホームページからダウンロードすることができます。
但し、現況届などの様式は各土木事務所等で異なる場合があります

○ 現況届・会長等変更届 3～4月頃に様式を送付します

① 現況届（第3号様式の1）

毎年度1回提出をお願いします。会長の変更がある場合は会長等変更届をご提出ください。

② 会長等変更届（第3号様式の2）

愛護会長や役員の変更、規約の変更があったときに提出します。愛護会長の変更の場合は、前会長名をご記入の上、ご提出ください。（会長以外の役員のみの変更は、現況届でご対応ください。）

規約の変更がある場合は、規約もあわせてお送りください。

○ 口座振替払依頼書 3～4月頃に様式を送付します

愛護会費（P7）の振込み手続きに必要です。会長や口座に変更がない場合でも、毎年提出してください。

口座名義は代表者のお名前ではありません。通帳の口座名をご記入ください。口座名義が愛護会名および代表者が会長と不一致の場合、受領委任状欄への記入をお願いします。例）○○自治会 代表□□ 等

受領委任状欄を記入いただくことで、自治会等の既存の口座を利用させていただくことも可能です。ただし、自治会等と愛護会の会計は分けて、用途が分かるような管理をお願いします。

受領委任状欄には、受取人の住所と氏名の記載が必要です。

○ 活動報告書（第5号様式） 6～7月頃に1年分の様式を送付します

愛護会の活動状況報告として、第1～4期分の提出をお願いします。

区によって提出回数や期限が異なることがあります。土木事務所等からの案内を参照してください。

○ 収支報告書

活動報告書の第4期提出時に提出ください。

● 休止・解散届（第4号様式）

長期間愛護会活動ができない場合などに、休止の届出を提出します。愛護会が解散するときには解散届を提出します。様式は土木事務所等にありす。

● **技術支援申込書** 毎年、12月頃に翌年度の支援申込書を送付します

「花壇づくり」や「中低木の管理講習」など、技術支援申込みに使います。

● **物品支援申込書** 毎年、12月頃に翌年度の支援申込書を送付します

ごみ袋や軍手など、活動に必要な物品の申込みに使います。

● **その他公園の許可に関する書類（行事・イベント以外）**

公園内に施設を設置・管理する際には都市公園法に基づき、土木事務所等への申請が必要となる場合があります。詳しくは、土木事務所等へお問い合わせください。

公園施設設置・管理許可

倉庫などを設置・管理する場合に申請します。

公園占用許可

公園内に公園施設以外の工作物などを公園管理者（土木事務所等）以外が設置する場合に申請します。具体的には、町内会掲示板などで、設置できる物件は、都市公園法により制限されています。

いずれも、許可にあたって使用料が発生します。愛護会の活動に関するものであれば減免を申請すると、原則として使用料が免除されます。許可期間は最長5年で、継続するには更新手続きが必要となります。

(3) 愛護会費について

愛護会費は、4月1日の時点で活動を続けている愛護会に対し、年に一度、活動面積に応じてお支払いしている謝金です。

愛護会の存続や活動状況把握のため、「現況届・会長等変更届」等所定の書類の提出をお願いしています。

【愛護会費交付基準】

活動面積	愛護会費(年額)
3,000㎡未満	25,600円
15,000㎡未満	38,400円
15,000㎡以上	51,200円

交付手続の流れ

口座振替依頼書、現況届等
提出

～5月

指定口座へ
のお振込み

7～8月

「口座振替払依頼書」のほか、「現況届・
会長等変更届」等、所定の書類を土木事
務所等に提出します。
土木事務所等が愛護会の存続や活動状
況などを把握します。
会長や口座に変更がない場合でも、毎年提
出してください。

(4) 愛護会費の Q&A



愛護会費は何に使えばいいのですか？



愛護会費の使いみちは、支援品目以外の物品、活動時
の飲み物代など、愛護会の皆さんで話し合って決めてく
ださい。

よくある使いみち
支援物品以外の道具の購入
愛護会主催の行事経費
会議打合せの資料作成費用や茶菓代
行政などとの連絡に必要な切手や電話代、交通費
ゴミ袋や軍手などの消耗品の購入
ほうきや熊手など道具や用具の購入
花壇の花や肥料、用土の購入
活動の際の飲み物代など



年度当初に愛護会費をもらうことはできないのですか？



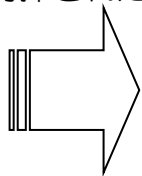
愛護会費の支払にあたっては、提出いただいた書類
等により、4月1日現在の愛護会の存続や活動状況を
把握する必要があるため、年度当初はお渡しできませ
ん。

支払いは7～8月ごろとなります。

3 いろいろな愛護会活動

(1) 清掃

いつもきれいな公園は、皆さんのおしゃべりの場になったり、子ども達が遊びにやってきましたり、ベンチで読書をしたりと、地域の皆さんの憩いの場となります。清掃された、きれいで安全な公園には



- 「公園の利用者が増える」
- 「子どもや幼児が安心して遊べる」
- 「公園内のごみ捨てが減った」



といった**効果**があります。

また、公園は「地域の鏡」とも言われています。ごみが散乱している公園は、地域のイメージダウンにもつながりかねません。皆さんが気持ちよく過ごせる「美しい公園」にしていきましょう。

○活動にともなって出るごみの取扱いについて

公園清掃で出たごみは、各区の資源循環局の事務所に連絡し、回収してもらいます。**ごみの集積場所**については、各区の資源循環局の事務所の担当の指導員と調整し、決めてください。

愛護会活動で集めていただいたごみの収集

資源循環局事務所（問合せ時間：月～土 午前8時～午後4時45分）

区	電話	区	電話	区	電話
鶴見	502-5383	保土ヶ谷	742-3715	青葉	975-0025
神奈川	441-0871	旭	953-4811	都筑	941-7914
西	241-9773	磯子	761-5331	戸塚	824-2580
中	621-6952	金沢	781-3375	栄	891-9200
南	741-3077	港北	541-1220	泉	803-5191
港南	832-0135	緑	983-7611	瀬谷	364-0561

注：不法投棄された粗大ごみ等の連絡先は土木事務所等になります

○分別について

横浜市では、市民の皆さんの協力のもと、ごみの減量・リサイクル行動を実施中です。ごみは、**「缶・びん・ペットボトル」と「燃えるごみ」**に分けて出すなど、分別をお願いします。愛護会活動で出たごみは「黄色いごみ袋」を利用しましょう。また、市販のごみ袋等を利用する場合は、場所などを決めて「愛護会活動で出たごみ」であることがわかるようにして出しましょう。

○粗大ごみの不法投棄について

公園内に粗大ごみが不法投棄されていた場合や、石の処分については、土木事務所等に連絡をお願いします。

(2) 草刈り

横浜市では、業者への委託により年1～2回の草刈りを実施している公園もあります。また、市で行う管理を補完し、愛護会活動で、草刈りを行っていただいているところもあります。

愛護会活動はボランティアです。安全に無理なく行っていただくため、平坦な場所での鎌等を利用した手作業での草刈りを基本にお願いしています。

草刈りの一番の目的は、雑草を刈ることで公園内の見通しを確保し、公園の美観を保つことです。雑草といっても、公園の「緑」です。必要以上に刈る必要はありません。

【草刈りの際のご注意】

愛護会活動での草刈りは、雑草を根ごと取り除く手作業での除草や、鎌や窓付ホー（円形のクワ）等を用いた手刈りが基本です。雑草の生え方や参加者の力量に合わせてできる範囲で行ってください。

生育が活発になる春から夏にかけては、利用団体全体に呼びかけ、地域に活動をPRして応援を募るなど、たくさん的人数で、できるだけ短時間で終わるように工夫すると効率的です。



○草刈機の使用

草地の面積が広い場合など手作業では難しい公園で、愛護会が作業する場合は、1枚刃の草刈機ではなく、**比較的安全性の高い2枚刃の草刈機の利用**をお願いしています。

草刈機を使った草刈りを希望する愛護会に向けた支援として、比較的安全性な2枚刃の草刈機を使った安全講習を行っています。

また、安全講習を受けた人が使う場合には、2枚刃の草刈機の貸し出しを行っています。



（技術支援 草刈機の安全講習 18 ページ参照）

※斜面地や転落の恐れのある場所での草刈りは危険です。愛護会活動では、作業しないでください。



金属製の1枚刃の草刈機を使用中の注意不足や誤った使い方による事故が発生しています。平成25年8月には、大分県で、草刈機使用中に近づいてきた子どもに刃が当たり死亡する痛ましい事故も発生しています。

公園は、不特定多数の方々が集う場所です。公園を利用される皆さんの安全を第一に考え、こうした事故の発生を防ぐため、愛護会活動においては、金属製の1枚刃の草刈機やナイロン製のコードを高速回転させる草刈機の使用はお勧めできません。

独立行政法人国民生活センターから、草刈機使用に関する調査結果に基づく注意喚起がホームページで公開されています。

<独立行政法人国民生活センターの発表>

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240821_1.html

【主な注意事項】

- 取扱説明書に記載されている服装、保護具を必ず着用してください。
- 刈刃が反動で跳ね返されるキックバックや飛散物の危険性を理解してください。
- 作業は事前に小石等を撤去し、15m以内に立ち入らないようにしてください。

(3) 利用マナーの啓発

子どもたちが危険な遊びをしている、犬を放している、ごみを放置したままで帰ろうとしているなど、危険な行為やマナーに反する行為を見つけた場合は、できる範囲でマナー啓発の呼びかけを行っていただいているところもあります。

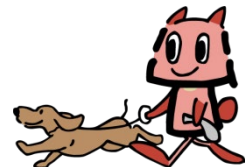


呼びかけを行う場合は、

- ◆自分からあいさつをする、愛護会と名乗る
- ◆できるだけ2人以上で声をかける
- ◆やさしく話しかける
- ◆聞き入れてくれない場合は、それ以上注意をしない

① 利用マナー啓発の具体例

例1) 犬を放して、遊ばせている場合



悪い例

「だめじゃないか。

『犬を放すな』って、看板に書いてあるだろう」

○よい対応1 「こんにちは。愛護会のものですが、犬が苦手な人もいますので、つないでいただけますか」

○よい対応2 「市の職員から聞いたのですが、他の犬に吠えられて、公園から飛び出して車にひかれそうになったり、そのまま戻らないことがあったりすることがあるようです。つないでおいたほうがいいと思いますよ」

例2) 砂場の砂を使って砂場の外で遊んでいる親子の場合



悪い例

「だめだよ、砂場の砂を外に出しちゃ。あんたたちがそのままにして帰るから、いつも俺たちが後始末しなければならなくなるんだ」

(親に対して)

○よい対応 「砂場の中で遊ばせようと思っても、なかなか思いどおりにならないですね。終わったら砂を中に戻しておいてくださいね」

② 公園利用の話し合いについて

公園を地域の人たちで主体的に活用していただくため、必要に応じて、地域の人たちで話し合っていたることがあります。



(話し合いの一例)

ある公園の愛護会に近くの保育園の園長先生から、相談がありました。

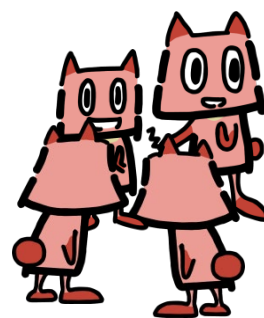
「水曜日の午前中に園児が散歩をしています。その途中の公園で一休みしたいのですが、いつも、年配の方がグラウンドゴルフをしていて、子ども達が一休みしづらいのです。そんなに長い時間ではないので、少しの間、場所をあけていただければ、ありがたいのですが」

そんなときに、愛護会が、グラウンドゴルフをしている方に声をかけて、

「保育園の子ども達が来る 10 時半ぐらいにグラウンドゴルフはちょっと一休みしてもらえませんか。子ども達が興味を示すようだったら、ちょっとグラウンドゴルフを教えてあげてみては」と相談しました。

その後、お互いに譲りあい、交流も始まりました・・・

このように、地域のことを知っている愛護会だからこそ、きめの細かい対応ができるのではないのでしょうか。



※公園はみんなで譲り合って使いましょう。公園を一時的に独占して利用するものについては、「許可が必要な利用」になる場合があります。

③ 防犯パトロール

地域における防犯意識の高まりから、愛護会の皆さんから、「マナー啓発や防犯パトロールをしたいが、何か効果的なものはありませんか」という意見が多く寄せられています。

この声にお応えして、防犯パトロールの腕章を用意しました。

(腕章は両面になっており、黄色地に夜間でも目立つよう反射テープがついています)

詳しくは、土木事務所等へお問い合わせください。



④ 猫への餌やりについて

猫への餌やりマナーやルールについては、「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」を参照してください。

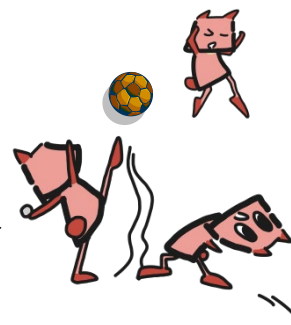
参考HP 横浜市HPから「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」で検索

餌やりによるトラブルが発生した際に注意する場合は、「餌をやってはいけない」と注意するのではなく、「エサの放置による悪臭や害虫の発生がないようにしてください」と伝えましょう。

【スポーツ教室】

公園の広場は、皆様に譲り合って利用していただく自由利用が原則です。「子ども向けのサッカー教室」「ヨガ教室」などが行われ、自由利用が妨げられているような場合は、土木事務所まで連絡してください。注意喚起等の対応をいたします。

なお、有料スポーツ教室は、横浜市公園条例第6条第1項第1号（販売行為等）及び第6号（独占使用等）により、市長の許可なく開催することはできません。



(4) 行事・イベントの開催

公園という「オープンスペース」を活用し、皆さんの公園でも愛護会主催のイベントをしてみませんか。

近隣の小学校、保育園・幼稚園、企業および福祉施設などと一緒に、いろいろなイベントを行う愛護会が増えています。ぜひ楽しいイベントを開催してください。

愛護会主催イベントの例

クラフト教室

公園の木や竹を剪定した枝などを使って、ペンダントや竹とんぼを作ったり、ベーゴマ遊びなどの昔遊びを教えたりします。



焼き芋大会

子供会などといっしょに、みんなで公園の清掃をした後に、焼き芋大会を開きます。

健康づくりイベント

ウォーキングや体操教室、ダンスイベントは、とても人気があり、多くの人が集まります。

花壇づくりイベント

花の植え付けなどを行います。
子どもたちに人気のイベントです。



※運動会など公園を一時的に独占して利用するものについては、「許可が必要な利用」になる場合があります。イベント開催については、P24 を参照してください。

(5) 活動の広報

横浜市では、愛護会の活動を皆さんに知っていただくため、「公園愛護会通信」を発行したり、大きな公園等で開催されるイベント等で広報を行うブースを出展したりしています。

愛護会活動の広報は、「地域の人たちに活動を理解してもらう」「活動への新たな参加者を増やす」「広報不足による不要なトラブルを回避する」ためにとても有効です。

愛護会の皆さんも、積極的に広報を行うようお願いします。

① 愛護会の活動を広報する3つの段階

その1 活動前のお知らせ

活動やイベントへの参加者を増やすためにも、チラシやポスターの掲示・自治会町内会の回覧板を使うなど、事前のお知らせを行いましょう。

清掃活動やイベントの日時をお知らせすることで、公園の利用に注意が必要な日時を知らせることにもなります。

その2 活動中の広報

愛護会の存在を知らない人にとっては「だれが何のためにしているのかわからない」ことがあります。愛護会活動中看板などを使ってさりげなく広報しましょう。

その3 活動後の報告

大きな活動が終わったあとや年度の最後に「こんなことをやりました。こんな人が参加してくれました。」といった報告をまとめ、公園内に掲示し、自治会町内会の回覧板などでも紹介しましょう。

② 公園愛護会通信

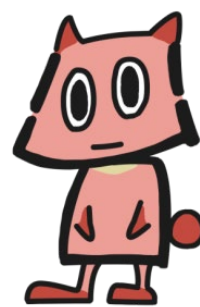


公園愛護会通信は、愛護会活動がより活発に行われるように、活動に関する情報提供や、活動の事例紹介等を行うための情報誌です。愛護会には希望部数をお送りしています。愛護会掲示板への掲示や町内会の回覧などで周知してください。

③ 公園愛護会マスコットキャラクター「あいごぼん」

多くの皆さんに愛護会をもっと身近に感じてほしい。そんな思いから誕生した「あいごぼん」は、様々な場面で広報活動のために活躍しています。

「あいごぼん」のイラストは、愛護会を広報するためなら、だれでも使えます。みどり環境局のホームページに掲載されている「キャラクターデザイン使用ガイド(カタログ)」を参照のうえ、会報や掲示物など、皆さんの工夫で「あいごぼん」を活用してください。



④ 活動を広報するための物品の紹介

【愛護会活動中看板】

愛護会活動を知らせるための「愛護会活動中看板」を用意していますので、活用してください。

◎こんな効果がありました◎

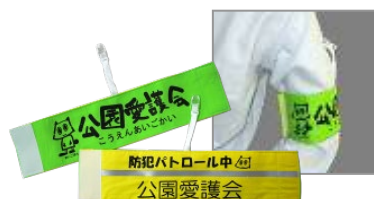
- 「親子連れの人たちが、ありがとうございますと声をかけてくれるようになった」
- 「活動に参加する人が増えた」



【その他の広報グッズ】



帽子



腕章



愛護会広報チラシ

【愛護会掲示板】

愛護会の積極的な活動を広報するため、公園内に愛護会掲示板を設置しています。希望される場合は、土木事務所等へ相談してください。



4 技術支援

(1) 技術支援を受けるには

「花壇づくりをしたい」「植栽の管理をしたい」「草刈機の使い方を教えてほしい」など新しい活動を始めるとき、「子どもたちとの接点を増やしたい」「地域に愛護会のPRをしたい」など活動を発展させたいとき、そのきっかけをサポートするために、主に技術的な側面から支援を行うのが技術支援です。公園の維持管理の技能・知識を持つ職員が公園に出向き、愛護会活動の広がりをお手伝いします。あらかじめ支援メニューを用意しており、必要な材料提供も行っています。

やってみたい、受けてみたいというメニューを選び、土木事務所等へ、まずは相談してください。

(2) 技術支援メニュー

メニューは次のとおりです。新たに受けてみたいメニューに加え、過去に受けた支援の継続を後押しするメニューも用意しています。

但し、各区・各公園によって支援可能なメニューは異なります。

■花壇づくり支援

(花壇枠づくり・花壇の手入れ方法)

木枠の花壇を皆さんと一緒に作ります。花壇づくりを始めるための丸太を使った花壇枠づくりを、愛護会の皆さんとの共同作業で実施します。

楽しいガーデニングで、魅せる公園づくりに取り組みます。

また、既存花壇の手入れ方法等についてはお問い合わせください。



■中低木の管理講習

公園内の中低木（サツキツツジ、ベニカナメモチ等）の実際の刈り込みとせん定作業をとおして、本職ならではのコツを伝えます。

樹木の特徴、安全な作業の方法、道具の手入れ方法について、講習します。

樹木ごとの刈り込みの適期も知ることができます。



■草刈機の安全講習

石飛びの少ない比較的安全な 2 枚刃の草刈機の安全な使い方、手入れの方法について講習します。

この講習を受けた人は、土木事務所から草刈機を借りることができます。

また、草刈機を使用する人が変わる時、もう一度使い方について知りたい時のため、再講習も行っています。



■堆肥置場づくり支援

(作成・切り返し方法講習)

堆肥置場を皆さんと一緒に設置し、公園内の落葉を使った堆肥づくりを支援します。また、「切り返し方法について知りたい」「堆肥の活用方法について知りたい」というときは、「堆肥の切り返し・利用講習」があります。



■樹名板づくり支援

木の名札づくりを体験できます。子ども達も参加すれば交流の機会にもなります。また、古くなった樹名板の更新や管理方法について、再講習も行っています。



■ドラム缶の利用講習、貸出

講習では、薪の組み方、使用後の灰の処理方法などを丁寧に説明します。

公園での焼き芋づくりに使用できるドラム缶については、利用講習を受けた愛護会に貸し出しを行っています。

※実施には、周辺住民の理解と周知が必要です。

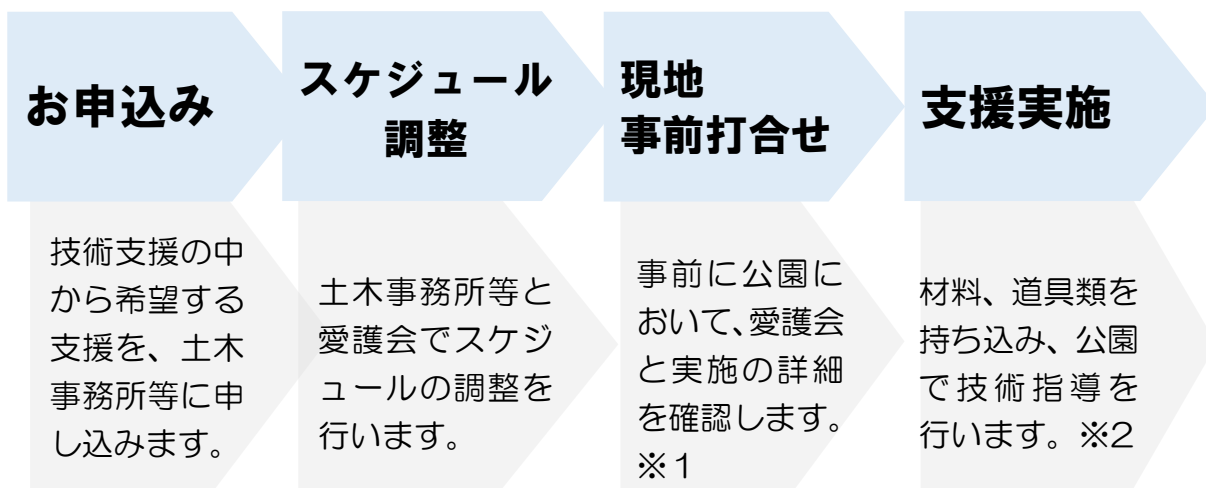


その他、イベント支援、物品の貸出については各土木事務所等にお問い合わせください。

(3) 申込手続きの流れ

技術支援を受けるための手続きの流れを紹介します。年間スケジュールで各区の割り当てを定めて支援しています。毎年12月頃に申込用紙を送付し、4月以降1年間の申込をまとめて受付けます。

これを土木事務所等で調整し、打合せや実施について相談・連絡をします。支援は、事前に現地打合せを行い、その後実施します。



※1 堆肥置場づくりを希望したが、堆肥にできる落ち葉がほとんどなかったなど公園の状況次第で、支援を見送る場合もあります。
草刈機の安全講習の場合は、現地打合せを行いません。

※2 技術支援で設置した花壇枠や堆肥置場、樹名板について、劣化が著しい場合は、土木事務所等に相談してください。

【技術支援の効果】



技術支援には、次のような効果が期待できます。

手入れの行き届いた花壇は、その公園の魅力となります。花壇により公園が華やかだけでなく、ポイ捨てを防止するとともに、活動参加者の拡大にもつながります。

サツキやツツジなどの中低木類は、適期に刈り込むことで、毎年きれいな花を咲かせます。また、木を低くして見通しを良くすることで、安全な公園づくりを行うことができます。

こうした美化活動で整えられた公園は、地域の安心・安全な場所として利用が促進され、地域交流を育み、コミュニティを醸成させる効果も期待できます。

(4) 技術支援の Q&A



申し込んだ支援は、すべて実施してもらえますか？



可能な限りで支援していきます。
まずは、土木事務所等にご相談ください。

○花壇づくり支援編○



花壇を設置したい場合や花苗がほしい時は？



事前に、土木事務所等にご相談ください。



病害虫を見つけたら、どうすればよいでしょうか？



まずは、土木事務所等に連絡してください。
職員が現地で状況を確認し、必要に応じて被害を受けた部分の
剪定や捕殺等を行います。（殺虫剤等の農薬は、原則、使用し
ません。）早期の発見が捕殺等の措置を容易にし、被害の拡大
を防ぎます。ご協力をお願いします。

○草刈機の安全講習編○



貸し出される比較的安全性の高い 2 枚刃の草刈機とは
どのようなものですか？



2 枚の上下刃が逆回転することによる「ハサミ刈り方式」によ
り、作業中に刃に石があたって、飛び石が少ない草刈機です。
使用にあたっては、事前に講習し、安全性を高めます。





草刈機の使い方には慣れており講習の必要ありません。
草刈機だけ貸してもらえますか？



講習の受講は草刈機の貸出し条件となっています。
公園での使用は、草刈機自体を安全に使用するだけでなく、
他の愛護会参加者や公園利用者などへの安全の確保が必要と
なりますので必ず受講してください。また、必ず清掃の上、ご
返却ください。



2枚刃の草刈機の燃料はもらえますか？



携行缶に入れた混合燃料をお渡しします。
その他にゴーグルやメンテナンスキットとセットで貸し出し
ます。

○樹名板づくり支援編○



樹名板はどのくらいの数してもらえますか？



公園の大きさによりますが、1公園あたり15枚程度が基本で
す。小学校の参加などで多数必要な場合などは、ご相談くださ
い。

5 物品支援

(1) 物品支援とは

愛護会活動に必要な竹ほうきや鎌等の道具類やごみ袋や軍手等の消耗品、活動をPRするための腕章や活動中看板等の物品をお渡しします。

各愛護会から毎年1～2月に申込みを受け付け、申込みいただいた物品について、予算の範囲内で数量調整をさせていただきながら、6～7月頃に各愛護会の指定の場所へ配送します。

※お申込みいただいた物品のうち、一部のみお渡しとなる場合もあります。

【支援物品の種類】

「ごみ袋（70・45・20リットル）」「軍手」「てみ（ちりとり）」「竹ほうき」「竹熊手」「窓付きホー」「鎌」「愛護会活動中看板」など。

※画像はイメージです。

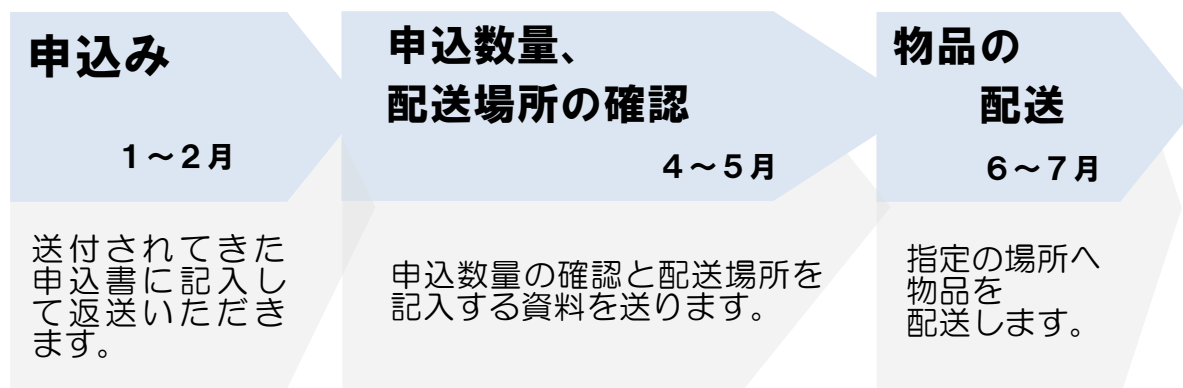
おそうじ道具の一例



PRグッズの一例



(2) 申し込み手続の流れ



(3) 物品支援の Q&A



申し込んだ物品は、すべてもらえるのですか？



現在お持ちの物品や参加人数、活動内容、予算等に応じて数を調整したうえ、お渡しします。



支援を受けた道具を壊してしまったのですが？



交換できることもありますのでご相談ください。
ただし、提供・貸出し時の指示を守らないことによる破損が度重なる場合は、交換を制限させていただく場合があります。

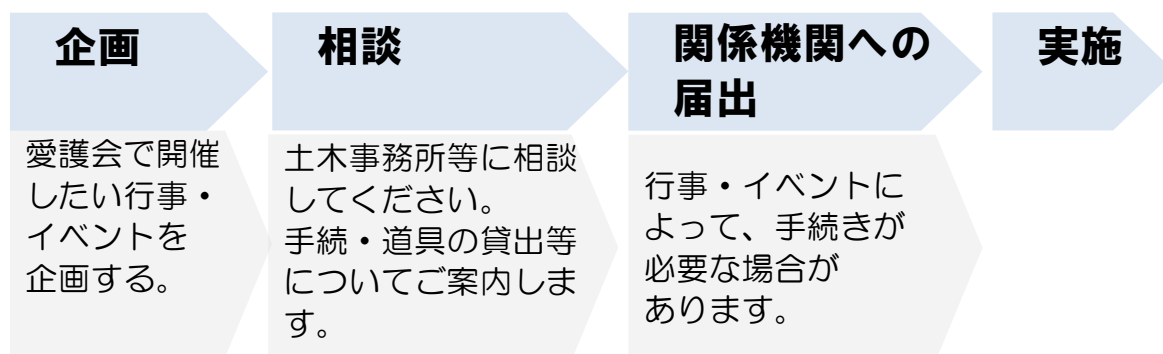
※道具は大事に使いましょう。事故防止にもつながります。

※物品は在庫をご確認の上、お申込みください。

6 行事・イベントについて

「公園でイベントを行う」など、公園内で活動する際には公園条例に基づき、各区土木事務所及びみどり環境局北部・南部公園緑地事務所（以下「土木事務所等」という。）への申請が必要となる場合があります。

(1) 実施手続の流れ



ア 公園内行為許可

公園内でお祭りなどの行事、幼稚園の運動会などを行なう場合に申請が必要です。許可にあたっては、原則として使用料が発生します。ただし、愛護会が行う場合は、減免を申請すれば、原則として使用料が免除されます。

なお、行事の内容や申請の目的などにより、許可できない場合があります。

イ 行事・イベントに係るその他の届

事項	窓口	届
車両の通行	土木事務所等	公園内通行許可申請
火を使う（焼き芋等）	消防署	火煙発生届
食べ物を提供する	区福祉保健センター（生活衛生課）	行事における食品提供の届出

ウ 愛護会への情報提供

大きなイベントや選挙看板の設置・撮影・狂犬病予防注射などを許可する場合、地域の事情を把握するため、愛護会へ土木事務所等から問い合わせる場合があります。その際は協力をお願いします。

(2) 行事・イベントのQ&A



焼き芋大会をしたいのですが？



愛護会が主催する地域行事であれば、焼き芋大会等を行うことができます。土木事務所等へ「行為許可」の申請手続き等について、相談してください。また、消防署へ「火煙発生届」を提出してください。

※実施の際は、焼き芋大会用半割ドラム缶などを使ってください。
(ドラム缶利用講習(P.18)受講後に貸出しています。)
※現状復旧が難しいため、地面に直接火が接しないようにするとともに、煙や臭いが近隣の住宅などに及ばない場所を選ぶなどの配慮が必要です。また、消火用の水をあらかじめ用意してください。

7 安全な活動のために

(1) 活動を行う前に

愛護会活動で最も重要なことは、安全に活動 することです。準備を十分に行うことが、参加者だけではなく、公園利用者の事故やケガの防止につながります。

① 体をほぐしましょう

草刈りや清掃など軽い活動を行う場合でも、準備体操やストレッチで体をほぐし、ケガを未然に防ぎましょう。

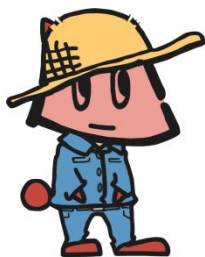


公園を活用した健康づくり

身近な公園を利用して、健康づくりに取り組んでみませんか？特別な道具や施設がなくとも、青空のもと簡単にできるコツがわかります。活動前に取り入れることをお勧めします。一人でするよりみんなでやれば、効果実感、楽しさ倍増、継続性UP！

愛護会活動は、健康づくりには最適です。

② ケガをしない服装で



虫さされや日焼けを防ぐため、「夏でも長袖、長ズボン」で活動することをお勧めします。

帽子をかぶると直射日光を避けるだけではなく、万が一、頭部に物がぶつかった場合でも、衝撃をやわらげることができます。

③ 役割分担を決めましょう

活動を始める前に、リーダーが全員に「今日は何をどのようにするのか」を説明したうえで、役割分担を行いましょう。

役割や活動場所を明確にすることにより、効率的かつ安全に活動できます。特に、新しい人や慣れない人が参加する場合は、十分に説明し、作業途中でも声をかけるなどの配慮をしましょう。



④ 飲み物を用意しましょう

熱中症予防のために、途中で休憩を入れ、こまめに水分を補給しましょう。夏場だけではなく、5月頃から10月上旬位まで、急激に気温が上がった日や次の日は、対策が必要です。

少しでも異常を感じたら、木陰など風通しがよく、涼しいところに寝かせ、衣服をゆるめ、冷たいタオルなどで体を冷やします。自力で水分補給ができないことが医療機関へ搬送の目安となります。重症になる前に早めに対応しましょう。

【熱中症の症状】

重症度	症状
軽症	めまい、筋肉痛、大量発汗※
中等症	頭痛、気分不快、吐き気、おう吐、倦怠感、虚脱感
重度	意識障害・けいれん、手足の運動障害、高体温

※ 熱中症が重症となると発汗がなく、乾いた皮膚になるので、汗だけで判断しないことが大切です

⑤ 簡単な救急セットを用意しましょう

活動中、ちょっとしたことで、ケガをしてしまうこともあります。あらかじめ、消毒液や絆創膏などの簡単な救急セットを、用意しておくで安心です。

感染症の対策をしましょう

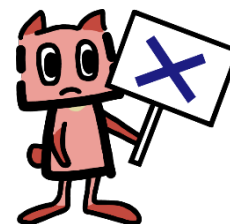
感染症が流行しているときは、国や市からの情報を入手し、対策をとって活動をしましょう。

(2) 愛護会活動は、安全第一に行ってください

愛護会の活動中の事故を防ぐために、次のような作業は行わないでください。

- ・斜面地での作業
- ・はしごや脚立を使っでの作業
- ・高所での作業

※道具・機械を使用する作業は、重大な事故やけがにつながる場合があるので、気をつけてください。



(3) 横浜市市民活動保険

愛護会活動の最中に「公園内のごみ回収のために潰していた空き缶でケガをしてしまった」、「自転車に乗って愛護会の物品を運んでいる最中、誤って自転車を倒してしまい、駐車中の車を傷つけてしまった」。このような活動中のケガや物損に対し、横浜市市民活動保険制度が申請できる場合があります。

① 加入手続きは

横浜市が、市全体の市民活動を対象に保険に加入しており、事前の加入手続きは必要ありません。事故発生後に手続きをしていただきます。

② 保険料は

保険料を支払う必要はありません。皆さんが、ボランティア活動を安心してできるように、横浜市が、保険料を負担し、保険会社と契約しています。

③ 万が一事故が発生したら

事故が発生した場合は、速やかに（30 日以内）、お住い又は日ごろ活動を行っている事務所等まで連絡してください。区役所総務課庶務係が窓口になります。

連絡いただく主な項目は、（1）活動者の氏名、住所、連絡先（2）ボランティア活動内容（3）事故が発生した日時、場所（4）事故の状況（5）ケガの程度（部位、症状）などです。

④ 保険の種類

- ・賠償責任保険（他人に損害を与えた場合）
- ・傷害保険（活動している人がケガや死亡した場合）

⑤ 対象とならない代表的な事例

- ・町内会や愛護会が主催したイベントに「参加者」として参加した人の事故
- ・親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動
- ・熱中症及び熱中症で倒れた際に負った傷害

これらの内容を対象とする民間のイベント保険などがあります。近くの損害保険会社などに問い合わせてください。

参考HP

横浜市 市民活動保険

検索

(4) 危険から身を守る

公園にはたくさんの生物が生息しています。事前に下見をしてから作業しましょう。

活動中や利用中にこれらの毛虫やハチを発見したら、事務所等に連絡してください。

	発生しやすい場所	発見のポイント (特徴、習性など)	注意点
チャドクガ(幼虫) 	チャノキ ツバキ、 サザンカ 等の ツバキ科 植物	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼虫が小さいうちは、葉の裏側などに整然と並び、集団で葉を食べます。 ● 淡黄褐色で、全身が毒針毛で被われています。 ● 地面に黒いフンが落ちています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 触れるとひどくかぶれます。卵や抜け殻、成虫などにも毒針毛が付いて、これらにも触れるとかぶれます。主に葉の裏側に付き、子どもでも届くところにも発生するため、特に注意が必要です。 ● 春から秋にかけて年 2 回から 3 回発生します。
イラガ(幼虫) 	サクラ、 ケヤキ、 ウメ、 カエデ等	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生初期は葉の裏側を削るように食べるため、葉が透かし状になります。 ● 全身が、トゲで被われています。 ● 地面に黒いフンが落ちています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 刺されると電気が走ったような強い痛みを感じます。 ● 幼虫が小さいうちは集団で固まっているものも多く、早めの防除が肝心です。
スズメバチ・アシナガバチ  アシナガバチ  スズメバチ	植え込みの中や木の枝の茂みの陰など	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業に入る前に、茂みを熊手などで軽く叩くなどし、ハチの巣の存在を確認してください。 ● 出てきた場合は、静かにその場を離れその日の作業は中止してください。巣の撤去について、土木事務所等へ連絡してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ハチは、6月頃から巣を作り始め10月頃まで活動しますが、9月頃になると巣が大きくなり攻撃性が強くなります

	発生しやすい場所	発見のポイント (特徴、習性など)	注意点
ヘビ	主に水辺やじめじめした場所に生息	●横浜に生息しているヘビで毒をもっているのは、マムシとヤマカガシの2種類です。	●攻撃性は低いので、こちらから棒などでけしかけるなどしなければ、咬まれることはめったにありません。 ●万一咬まれた場合は、すぐに病院で処置を受けてください。
カラス	3～7月の樹木や電信柱などの高所	●カラスは集団で人を襲うことは、絶対にありません。 人に向かってくる場合は、卵やヒナを守るための行動で、つがいで行います。カラス自身は、自分よりも大きな人に向かうのは、相当な覚悟の上での行動なのです。	●攻撃する時は、必ず後ろから、爪の伸びた足で蹴ります。頭を傘やカバンなどで守れば攻撃は防げます。 巣立った直後のヒナが地上付近にいた場合、親ガラスが人に威嚇攻撃を繰り返すことがあります。その場合、市でヒナを回収します。 ※みどり環境局環境活動事業課 TEL045-671-3448 へ相談してください。

付録 1 愛護会データ

(1) 公園愛護会について

【横浜市の「公園愛護会制度」の歴史】

横浜市の「公園愛護会制度」は、全国に先駆けて昭和 36 年に創設したもので、60 年を超える歴史を有しています。

平成 17 年度には、地域に身近な街区公園や近隣公園等の管理を、それまでの市内 4 公園緑地事務所から、18 区の土木事務所へ移管したことに伴い、愛護会に対する支援の仕組みも大幅に見直し、愛護会に寄り添った現在の仕組みに改定しています。

横浜市には約 2,700 の公園があり、およそ 9 割の公園で愛護会が結成されています。

公園の種類

公園はその大きさや機能により分類することができます。

街区公園

数が多く市民生活に最も身近な公園です。

もっぱら街区に住む人の利用を目的とした公園で、2,500 平方メートルほどの広さを備えた公園です。

近隣公園

近隣に住む人の利用を目的とした公園で、2ヘクタール（街区公園の 8 倍ほどの広さを備えた公園です。

地区公園

街区公園、近隣公園よりもさらに大きな公園が地区公園です。広さの特徴を生かし、地域の方々がスポーツを楽しむことができる施設の設置や自然環境を保全するなど、地域の特徴を生かした公園です。

その他の公園

このほかにも、運動公園や総合公園、良好な居住環境を確保し災害時の避難路ともなる緑道、景観や歴史的建造物を保存活用する風致公園や歴史公園など様々な種類があります。

(2) 公園の多面的な機能について

都市環境維持・改善の機能

公園の緑には、ヒートアイランド現象の緩和などの効果があります。また、市街化が進み少なくなってしまった昆虫などの身近な生物が生息できる環境を形成しています。

防災・減災機能

火災が起きたときの延焼防止、雨水の浸透と貯留の機能を持っています。また、災害時などにおいて公園は、避難地、被災後の救援・救護の拠点などの貴重なオープンスペースとなります。

景観形成機能

都市化に伴い減少している、昔ながらの自然景観や田園風景を公園の中で形成・保全しています。また、都市の中にまとまった緑があることにより、都市景観に風格を与えます。また、魅力的な公園は、文化・芸術を育みます。

レクリエーション・スポーツ・健康機能

公園は、散策や花見、子どもの遊び場などのレクリエーションの場となり、また、緑に囲まれた快適な空間で屋外スポーツを楽しむことができます。更にウォーキングやジョギングなどの健康づくりの場ともなります。

コミュニティ形成機能

身近にある公園や水辺などは、子供の遊びや散策だけでなく、地域内外の市民の活動の拠点としても機能し、コミュニティ形成空間としての機能を持っています。

それぞれの公園は、規模や特性、立地により、これらの機能を考慮していますが、ひとつの公園において、機能すべてが満たされているわけではありません。

付録 2 市による公園樹木の管理

(1) 樹木(高木)の管理

樹木(高木)の管理は原則として横浜市が実施します。
 実施回数は特殊な場合を除き、必要に応じて数年に1回程度となります。
 ※せん定の間隔は状況により異なります。

①樹木管理の基本方針

横浜市は、公園の樹木を次のように管理をしています。

- ・ 樹木の健全な生育を図る目的でせん定等を行います。
- ・ 利用者や歩行者の邪魔になるような低い枝(下枝)はできるだけ撤去します。
 (園路(通路)では傘をさしてぶつからない程度の高さが目安です)。
- ・ 民地への越境枝、建物や施設に接触する枝(支障枝)や枝葉が茂りすぎて見通しが悪い場合などは、優先的にせん定などを行います。

②樹木をせん定する時期

樹木の管理は、適切な時期に実施しないと、樹木を弱らせてしまう恐れがあります。せん定に適した時期は樹木の種類によって異なります。

【樹の種類ごとの管理に適した時期】

- ・ 針葉樹：新芽が出る前(3月～4月)または冬の前(10月～11月)
- ・ 落葉樹：落葉したあとの休眠期(11月～2月)
- ・ 常緑樹：新芽が伸び終わった後(6月～7月)と
 生長が休止する時期(9月～10月)

樹種	せん定の時期												備考		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
針葉樹			■	■	■	■					■	■	■	■	
落葉樹	■	■	■	■	■			■	■	■			■	■	■
常緑樹						■	■	■	■		■	■	■	■	

■ ■ ■ 細い枝を対象にした軽いせん定のみ

- ・ 樹形を大事にするため、せん定等の頻度を減らす場合があります。
- ・ 頻繁にせん定ができないため、強めにせん定することがあります。
- ・ せん定作業が集中することにより、適期にせん定できないことがあります。

(2) 中低木の管理

中低木は、刈込バサミや刈込機などを用いて管理をします。

①刈り込みの効果

横浜市は、公園の樹木を次のように管理をしています。

- ・ 樹木の形を整えることで、景観や見通しが良くします。
- ・ 花芽の形成を促し、翌年以降の花つきを良くします。
- ・ 風のとおりや採光が良くすることで、病害虫を防止します。

②刈り込みの時期（市による管理）

横浜市では、中低木の刈り込みを1年～2年に1回程度、6月～7月初旬に実施しています。（条件により異なります）

公園内の見通しを良くしてほしいという要望等により、強めの刈り込みを行うことがあります。

【常緑樹と落葉樹のせん定時期の違い ～どうして一度にやらないの？～】

初夏、常緑樹のせん定が始まると、市民の皆さんから「公園の木の枝のせん定にやり残しがあるのですが・・・」という問い合わせがあります。

話を伺うと「クスノキのせん定は終わったのに、ケヤキがそのままになっています」とのこと。でもこれには理由があるのです。

初夏から梅雨にかけての季節は、新芽を伸ばし終わったクスノキなどの常緑樹がひとやすみをする時期です。しかし、ケヤキなどの落葉樹はまさに生長の真っ盛りで、このような時期にせん定をすると樹木の負担が大きく、弱らせたり枯れたりする恐れがあります。

ところが常緑樹はその逆。もともと暖かい地方の植物ですので、真冬にせん定をすると寒さや乾燥によって弱ってしまいます。

そこで同じ公園の中でも常緑樹のクスノキは初夏、落葉樹のケヤキは冬という具合に季節ごとにわけて、せん定を行う必要があるのです。

【公園管理業務の委託】

横浜市による公園の管理では、高木のせん定や中低木の刈込みなど一時期に業務量が膨大になるもの、遊具や照明などの施設の修繕など、専門的な技術を要するものは造園業者や遊具の専門業者などに委託して実施しています。

横浜市公園愛護会事務取扱要綱

平成12年3月13日 緑政管第759号

最近改正 令和8年3月24日 み環事第1744号 (局長決裁)

(目的)

第1条 市民の憩いの場である公園の管理、活用に関して、地域においてその中心的な役割を果たす団体を育成し、その活動を支援するためにこの要綱を定める。

(公園愛護会の定義)

第2条 公園愛護会（以下「愛護会」という。）は、前条の目的を達成するため、街区公園、近隣公園及び地区公園を対象として結成される会をいう。ただし、この他の種別の公園においても状況に応じて愛護会を結成することができる。

(愛護会の構成)

第3条 愛護会は、公園周辺の地域住民をもって構成するものとする。なお、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人等も愛護会を結成又は構成することができる。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関係する団体は愛護会を結成又は構成することができない。

(愛護会の数)

第4条 愛護会の数は、1公園について1愛護会とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

2 愛護会の活動区域は、対象とする公園の全域とする。ただし、公園の形状、地域事情により区域を限定することができる。

(愛護会の名称)

第5条 愛護会の名称は、公園の名称を用いるものとする。ただし、愛称をつけることは妨げない。

(愛護会の活動内容)

第6条 愛護会は、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるよう、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、第6号については必要に応じて行うものとする。

- (1) 清掃・除草
- (2) 樹木のかん水
- (3) 利用の調整
- (4) 利用者へのマナー指導
- (5) 土木事務所との連絡調整
- (6) 公園を利活用する事業
- (7) その他愛護会の目的達成のため必要な活動

(愛護会の結成)

第7条 愛護会を結成しようとするときは、公園愛護会結成届（第1号様式）及び愛護会規約を当該公園を所管する区の土木事務所に提出し、結成の承認を受けるものとする。

(愛護会の承認及び通知)

第8条 土木事務所長は、前条の結成届等により愛護会を結成することが適当と認めるときは、これを承認し、その旨を愛護会長に通知するものとする。（第2号様式）

(環境活動事業課長への通知)

第9条 土木事務所長は、前条の通知をしたときは、速やかに第7条の提出書類の写しを環境活動事業課長に送付するものとする。

(愛護会の成立時期)

第10条 愛護会は、第8条の通知をした日をもって成立するものとする。

(愛護会の役員)

第11条 愛護会には会長（以下「愛護会長」という。）を置き会を統轄するものとする。なお、愛護会にはその他必要な役員を置くものとする。

(愛護会の届出事項)

第12条 愛護会長は、次の各号の一に該当するときは、土木事務所長に届け出なければならない。

- (1) 年度が変わり、愛護会を継続するとき。（第3号様式の1）
- (2) 愛護会長等を変更するとき。（第3号様式の2）
- (3) 愛護会を休止・解散するとき。（第4号様式）

2 土木事務所長は、前項の届出を適正と認めたときは、これを承認し、その旨を環境活動事業課長に報告するものとする。また、第2号については、承認した旨を愛護会長に通知するものとする。

第13条 愛護会長は、公園愛護会活動報告書（第5号様式）を土木事務所長に毎年7月末、10月末、1月末、4月末までに提出するものとする。ただし、土木事務所長の判断により提出回数を減ずることができる。

(愛護会への支援)

第14条 土木事務所長及び環境活動事業課長は、愛護会の活動状況に合わせ、予算の範囲内で愛護会の活動に対し、次の支援を行うものとする。

- (1) 清掃用具等の物品の支給又は貸出
- (2) 活動に関する技術支援講座等の実施
- (3) その他、活動の活性化に必要なノウハウの提供

(愛護会費の交付)

第15条 市長は、愛護会に対し、別表に定める基準により愛護会費（謝金）を交付する。

2 愛護会費は毎年4月1日現在、存続している愛護会、及び、年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）に対して交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、減額して交付し、又は交付しないものとする。

- (1) 愛護会が活動していないと認められるとき。
- (2) 愛護会から減額又は辞退の申出があったとき。
- (3) その他、交付の必要を認めないとき。

(愛護会費の交付時期)

第16条 愛護会費の交付時期はおおむね7月とする。ただし、年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）については、結成の承認後速やかに交付する。

(その他)

第17条 この要綱の施行に必要な事項については、みどり環境局長が定める。

2 公園緑地事務所が愛護会の活動の対象となる公園を管理している場合においては、第6条中「土木事務所」とあるのは「公園緑地事務所」と、第7条から第9条まで及び第12条から第16条までの規定中「土木事務所長」とあるのは「公園緑地事務所長」と読み替えるものとする。

附 則

(適 用)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

14 この要綱の適用前に結成された愛護会は、この要綱に基づき結成された愛護会とみなす。

愛護会費交付基準

令和8年度改正

別表

愛護会費交付対象面積	愛護会費（円）
3,000㎡未満	25,600
3,000㎡以上 15,000㎡未満	38,400
15,000㎡以上	51,200

(注) ※ 施設のある公園（プール、少年野球場、テニスコート等）については、公園面積より施設面積を減じた面積を愛護会費交付対象面積とします。

※ 4月から12月までに結成された愛護会については、当該年度分の愛護会費を交付し、1月以降結成された愛護会については、当該年度分の愛護会費は交付しません。

MEMO

MEMO

発行：横浜市みどり環境局環境活動事業課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
TEL 045(671)2650
FAX 045(550)4554

2026年4月発行

横浜市の許可なく、本文の全部もしくは一部の使用を禁止します。利用の際は、事前に連絡をお願いします。

なお、営利目的の利用は許可できません。



横浜市 公園愛護会

検索